

鳥取県告示第473号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定介護機関から主たる事務所の所在地又は事業所の所在地若しくは名称を変更した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成24年7月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	変更年月日
社会福祉法人地域でくらす会	米子市西倉吉町83-3	ヘルパーステーションまちくら	米子市西倉吉町83-3	平成22年2月1日
ティーアンドディー有限会社	米子市祇園町二丁目242-82	デイサービス孫の手	米子市両三柳825	平成23年1月4日

2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	変更年月日
社会福祉法人地域でくらす会	米子市西倉吉町83-3	ヘルパーステーションまちくら	米子市西倉吉町83-3	平成22年2月1日
ティーアンドディー有限会社	米子市祇園町二丁目242-82	デイサービス孫の手	米子市両三柳825	平成23年1月4日

3 居宅介護支援事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の名称	居宅介護支援事業所の所在地	変更年月日
社会福祉法人あすなる会	鳥取市川端四丁目115	やすらぎ居宅介護支援センター	鳥取市的場一丁目11	平成24年4月1日